

27 市町村第 310 号

平成 27 年 10 月 19 日

長崎県個人情報保護審査会会長 様

長崎県知事 中村 法道



住民基本台帳ネットワークの本人確認情報を利用する事務を
条例に定める件について

このことについて、長崎県住民基本台帳法施行条例第 2 条の規定により、下記のと
おり諮問します。

記

第 1 諮問の趣旨

1. 従来の住基ネットの利用形態

住民基本台帳ネットワーク（以下、「住基ネット」という。）は、平成 14 年 8 月 5 日から稼働し、住民の利便増進及び行政の合理化に資することを目的として、本人確認情報（氏名、住所、性別、生年月日の 4 情報）を、国や地方公共団体において利用してきたところである。

2. 番号（マイナンバー）制度開始に伴う住基ネットの利用拡大

平成 25 年 5 月 31 日に、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）が成立し、これに併せて住民基本台帳法が一部改正され、住基ネットは、個人番号の付番、保存、提供を行う番号制度の基幹的役割を担うこととなった。

なお、住基ネットが提供する本人確認情報は、個人番号が加わったことで、氏名、住所、性別、生年月日、個人番号の 5 情報となっている。

3. 番号法が規定する「番号を利用できる場合（※1）」と住民基本台帳法が規定する「本人確認情報を利用できる場合（※2）」の関係

番号法では、個人番号を利用（※1）できる場合を、番号法の別表第 1 に規定した場合や地方公共団体が条例に規定した場合等に限定した上で、番号法の別表第 1 に規定したものについては、同じものを住民基本台帳法の別表にも規定することに

より、個人番号を利用できる行政機関が個人番号を利用する際には、住基ネットから、個人番号を含む本人確認情報を入手することができる仕組みとなっている。

※1 「個人番号を利用する」とは、
行政機関が保有している税務・福祉等に関する個人情報に、個人番号を紐つけて、効率的に検索及び管理を行うこと。

※2 「本人確認情報を利用する」とは、
従来は、行政機関が住民の氏名や生年月日等により検索して住所を入手する等を意味したが、番号法制度開始により、行政機関が必要な個人番号を住基ネットから入手して、これを行政機関が保有している税務・福祉等に関する個人情報に紐つけることが加わっている。

4. 地方公共団体の番号独自利用と本人確認情報の利用

地方公共団体は、条例に規定した場合には、独自に番号を利用することができることとなっているため、本県においては、下記5事務について、長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下、「番号条例」という。）に規定する予定としているが、うち4事務については、住民基本台帳法の別表に規定が無く、また、長崎県住民基本台帳法施行条例（以下、「住基条例」という。）にも規定がないことから、住基条例を改正して4事務を規定（※3）することにより、県の機関（知事及び教育委員会）が、当該4事務について個人番号を利用する際には、住基ネットから、個人番号を含む本人確認情報を入手することができるようにする必要がある。

【長崎県独自に番号を利用する5事務】

| 機関 | 事務 |
|---------|--|
| 1 知事 | 長崎県税条例による自動車取得税又は自動車税の減免に関する事務であって規則で定めるもの 【すでに住基条例に規定している】 |
| 2 知事 | 療育手帳交付要綱による療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの |
| 3 知事 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの |
| 4 教育委員会 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの |

| | |
|---------|--|
| 5 教育委員会 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの |
|---------|--|

※3 住民基本台帳法第30条の15第1項

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる。

- 1 別表第5に掲げる事務を遂行するとき。
- 2 条例で定める事務を遂行するとき。

(略)

住民基本台帳法第30条の15第2項

都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であって条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあったときは、条例で定めるところにより、当該執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

4. 長崎県個人情報保護審査会に諮問する理由

住民基本台帳法第30条の40第1項の規定により、本人確認情報の保護に関する事項を調査審議するため、都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を設置することとされている。

本県においては、長崎県住民基本台帳法施行条例第2条の規定により、長崎県個人情報保護審査会を上記の本人確認情報の保護に関する審議会とし、法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、本人確認情報の保護に関する事項について調査審議するものとされていることから、諮問するものである。

第2 諮問する事項

住民基本台帳法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務及び第30条の15第2項に規定する知事以外の執行機関及び事務について、次のとおり追加することについて諮問する。

(1) 住民基本台帳法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務

○追加しようとする事務

1. 療育手帳の交付に関する事務であって規則(※4)で定めるもの
【規則第3条】

- (1) 療育手帳交付要領による療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) 療育手帳交付後に行う障害程度の再判定に関する事務
- (3) 療育手帳指導台帳の整備に関する事務
- (4) 療育手帳の交付を受けた者が氏名を変更したとき、住所を変更したとき、保護者の変更若しくは保護者の氏名を変更したとき、若しくはその他記載事項に変更が生じたときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- (5) 療育手帳の交付を受けた者が療育手帳を紛失若しくは破損したとき、記載欄に余白がなくなったとき、又はその他必要が生じたときの療育手帳の再交付に関する事務
- (6) 療育手帳の交付を受けた者が知的障害のある状態に該当しなくなったとき、死亡したとき、県外に転出したとき、手帳の再交付を受けた後に亡失した手帳を発見したとき又はその他療育手帳を必要としなくなったときの療育手帳の返還に関する事務

2. 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの

【規則第4条】

- (1) 長崎県私立高等学校等奨学給付金支給要綱第7条に規定する給付金の審査及び給付に関する事務
- (2) 高等学校就学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第3条第1項に規定する学び直し支援金の審査及び給付に関する事務

(2) 住民基本台帳法第30条の15第2項に規定する知事以外の執行機関及び事務

○追加しようとする知事以外の執行機関：教育委員会

○追加しようとする事務：

1. 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの

【規則第5条】

- (1) 特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費

補助金交付要綱第1条第2項の収入額及び需要額の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又は給付に関する事務

2. 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの

【規則第6条】

- (1) 長崎県公立高等学校等奨学給付金支給要綱第6条に規定する給付金の審査及び給付に関する事務
- (2) 長崎県立高等学校学び直し支援金補助金実施要綱第4条に規定する学び直し支援金の審査及び給付に関する事務
- (3) 長崎県市立高等学校学び直し支援金補助金実施要綱第4条に規定する学び直し支援金の審査及び給付に関する事務

※4 規則とは

「長崎県行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則」のこと。この規則は、番号条例の成立にあわせて知事が制定し、番号条例と同じ平成28年1月1日に施行予定。

第3 条例改正の予定時期

平成27年の第3回定例会に上程する「長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の附則に長崎県住民基本台帳法施行条例の改正案を記載し、可決後、平成28年1月1日施行を目途とする。

